

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)に対する御意見

No.	項目	頁	御意見等の要旨	市の考え方
1	保育従事者	-	<p>特に心配なことは、子どもたちに関わる人が、子育て支援員であること。保育士資格を有する人ではなく、一定程度の研修を受けた人がなれる資格者が1日中お子さんを預かるというのは、危険すぎないか。万が一、事故が発生した場合は、全て子育て支援員の責任になるのか。それとも行政が責任を負うのか。行政に責任がかかることになれば、日常的に保育の状況をチェックする機能をもつと考える。しかし、子育て支援員の責任になるのであれば、行政がチェックをしたとしても、本気度が違うと思うがいかがか。</p>	<p>本市といたしましても、有資格者でない方が、1人で長時間にわたりお子様をお預かりして保育することには、保育従事者にもお子様にも過剰な負担がかかることを危惧しております。</p> <p>そこで、国の定める基準上は有資格者でない方が1人で保育を行う可能性のある「家庭的保育事業」「小規模保育事業C型」については、お預かりする乳幼児の数にかかわらず、保育従事者を2人以上とし、そのうち1人は必ず保育士又は看護師や保健師、幼稚園教諭等といった有資格者でなければならないこととする市独自の上乘せ基準を設けました。また、「居宅訪問型保育事業」における保育従事者においても有資格者でなければならないこととしております。</p> <p>このことにより、危険を回避し安全安心な保育環境を整えてまいります。</p> <p>なお、御質問の子育て支援員については、国の子ども・子育て会議において検討を開始したばかりであり、検討の動向に注視しているところであります。</p>